平成２６年（フ）第９５号
長崎県諫早市多良見町木床1655番地、前住所静岡県袋井市山名町５番地の９　ＤＣハイツⅡ106号室
破産者　遠藤　美香
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第２２８号
群馬県高崎市鼻高町669番地、住民票上の住所群馬県安中市鷺宮858番地６
破産者　原田　康男
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３２０号
静岡県沼津市上香貫宮原町1496番地の１　宮内コーポ101、前住所静岡県熱海市銀座町４番10号
破産者　田中　善子
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３５７号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目８番８－204号
破産者　井無田暢雄
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５７号
岩手県大船渡市大船渡町字笹崎192番地３
破産者　門田　耕樹
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第６４０号
宮城県名取市高舘吉田字野来88番地の４
破産者　佐々木　佶
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
新潟県佐渡市相川下戸村358番地29
破産者　刀根　和子
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第９８２号
愛知県清須市西枇杷島町旭２丁目14番地
破産者　伊藤　雅造
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１０号
兵庫県伊丹市中央６丁目２番17―204号、前住所兵庫県伊丹市北河原４丁目１番20号
破産者　田中　　弘
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
福岡県久留米市三潴町西牟田6534番地33
破産者　ユノカホームサービスこと　西　聖
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１２号
北海道北見市中央三輪３丁目548番地36、住民票上の住所北海道北見市上ところ339番地１
破産者　佐々木雄一
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
山梨県南アルプス市榎原777番地１
破産者　上野　清人
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
長野県松本市大字岡田下岡田506番地１　コーポ大木101号
破産者　山川　隆德
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２２６号
愛知県一宮市浅井町西海戸字東屋敷28番地３、従前の住所愛知県一宮市浅井町西海戸字西屋敷11番地
破産者　相良　恒弘
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１４３号
愛知県豊橋市牛川薬師町32－１　レオパレス薬師102号室、住民票上の住所愛知県豊橋市羽根井西町６番地の26
破産者　村田　好章
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１３９５号
愛知県瀬戸市原山町44番地の２
破産者　太田　義仁
1　破産債権の届出期間　平成27年６月30日まで
2　一般調査期日　平成27年９月８日午後１時45分
平成27年５月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９０７号
東京都西東京市柳沢３－１－８、開始決定時の住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町10番35―612号
破産者　尾谷　順作
1　破産債権の届出期間　平成27年７月２日まで
2　一般調査期日　平成27年８月５日午前10時15分
平成27年５月28日
神戸地方裁判所第３民事部